

【許認可事務調整先一覧】

○:必要, ×:不要

適用条項	許認可事務名称	消防長の同意	建築審査会の同意	公聴会 (意見聴取)	その他
【建築基準法】					
法第3条第1項第3号	保存建築物の指定	×	○	×	
法第3条第1項第4号	保存建築物等であったものの原型を再現する建築物の認定	×	○	×	
法第7条の6第1項第1号	仮使用承認	×	×	×	
法第18条第22項第1号	仮使用承認(計画通知)	×	×	×	
法第42条第1項第4号	土地区画整理法等の事業計画のある道で、2年以内に事業が執行される予定の道路の指定	×	×	×	
法第42条第1項第5号	道路位置指定(変更、廃止)	×	×	×	
法第42条第3項	幅員2.7m以上4m未満の道の指定	×	○	×	
法第43条第1項	建築物の敷地の接道許可	○	○	×	
法第44条第1項第2号	公益上必要な建築物の道路内における建築許可申請	○	○	×	
法第44条第1項第3号	特定道路等における道路内建築物の建築認定申請	×	×	×	
法第44条第1項第4号	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請	○	○	×	4者協議
法第46条第1項	壁面線の指定	○	○	○	
法第47条	壁面線外における建築許可申請	○	○	×	
法第48条	用途地域における建築等許可申請	○	○	○	
法第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の許可	○	×	×	千葉県都市計画審議会
法第52条第10項	計画道路がある場合の容積率の例外許可	○	○	×	
法第52条第11項	壁面線の指定がある場合の容積率の例外許可	○	○	×	
法第52条第14項	機械室等に関する容積率の例外許可	○	○	×	
法第53条第4項	壁面線の指定がある場合の建ぺい率の例外許可	○	○	×	
法第53条第5項第3号	公園等の内にある建築物の建ぺい率の例外許可	○	○	×	
法第53条の2第1項第3号	敷地の周囲に公園等がある建築物の敷地面積の最低限度の例外許可	○	○	×	
法第53条の2第1項第4号	用途、構造上やむを得ない建築物の敷地面積の最低限度の例外許可	○	○	×	
法第55条第2項	第1種又は第2種低層住居専用地域内の一定の空地を有する建築物の高さ制限の緩和認定	×	×	×	
法第55条第3項第1号	第1種又は第2種低層住居専用地域内の敷地の周囲に広い公園等がある建築物の高さの例外許可	○	○	×	
法第55条第3項第2号	第1種又は第2種低層住居専用地域内の学校等の用途の高さの例外許可	○	○	×	
法第56条の2第1項	日影による中高層建築物の高さの制限の例外許可	○	○	×	
法第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物に対する高さの制限の緩和認定	×	×	×	
法第57条第4項	特例容積率運用地区内における建築物の高さの限度の例外許可	○	○	×	
法第59条第1項第3号	高度利用地区内の学校等で、用途上、構造上やむを得ない建築物の容積率等の例外許可	○	○	×	
法第59条第2項	高度利用地区内の学校等で、用途上、構造上やむを得ない建築物の壁面の位置の制限の例外許可	○	○	×	

適用条項	許認可事務名称	消防長の同意	建築審査会の同意	公聴会 (意見聴取)	その他
法第59条第4項	高度利用地区内の道路に接する空地の確保等がなされている建築物の道路斜線制限の例外許可	○	○	×	
法第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率の特例許可(総合設計制度許可)	○	○	×	
法第60条の2第1項第3号	都市再生特別地区内の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ制限の学校等用途についての特例許可(H14)	○	○	×	
法第67条の2第3項第2号	特定防災街区整備地区内の敷地面積の最低限度の例外許可(H15)	○	○	×	
法第67条の2第5項第2号	特定防災街区整備地区内の壁面の位置の学校等の例外許可(H15)	○	○	×	
法第67条の2第9項第2号	特定防災街区整備地区内の開口率の最低限度及び高さの最低限度の学校等の例外許可(H15)	○	○	×	
法第68条第1項第2号	景観地区内における高さの例外許可(H16)	○	○	×	
法第68条第2項第2号	景観地区内における壁面位置の例外許可(H16)	○	○	×	
法第68条第3項第2号	景観地区内における敷地の最低限度の例外許可(H16)	○	○	×	
法第68条第5項	景観地区内における有効空地による56条の不適用の認定(H16)	×	×	×	
法第68条の3第1項	再開発等促進区等における建築物の容積率制限の適用除外に係る認定	×	×	×	
法第68条の3第2項	再開発等促進区等における建築物の建ぺい率制限の適用除外に係る認定(H14)	×	×	×	
法第68条の3第3項	再開発促進区等における建築物の第1種又は第2種低層住居専用地域内建築物の絶対高さ制限の適用除外に係る認定(H14)	×	×	×	
法第68条の3第4項	再開発促進区等における建築物の高さの例外許可(H14)	○	○	×	
法第68条の3第7項	開発整備促進区における建築物の用地制限の例外認定(H18)	×	×	×	
法第68条の3第8項	開発整備促進区の公益上必要な建築物の用地制限の例外認定(H18)	×	×	×	
法第68条の4第1項	容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備状況に応じたものに区分して定める地区計画等で公共施設の整備状況に応じた容積率の例外認定(誘導容積型地区計画H14)	×	×	×	
法第68条の5の3第2項	地区計画等の区域内で道路に接して有効に空地が確保された等の建築物の道路斜線制限の例外許可(高度利用地区型地区計画H14)	○	○	×	
法第68条の5の5第1項	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における容積率算定の前面道路の規定の例外認定(街並誘導型地区計画H14)	×	×	×	
法第68条の5の5第2項	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの例外認定(街並誘導型地区計画H14)	×	×	×	
法第68条の5の6	地区計画等区域内の地区施設の下にある部分について、建ぺい率算定における建築面積不算入の認定	×	×	×	
法第68条の7第1項	地区計画等の区域内の予定道路の指定	×	○	○	
法第68条の7第5項	地区計画等の区域内で指定された予定道路を前面道路とみなす容積率制限の例外許可	○	○	×	
法第73条第1項	建築協定の認可	×	×	○	
法第74条第2項	建築協定の変更	×	×	○	
法第76条第1項	建築協定の廃止の認可	×	×	×	
法第76条の3第4項	一人協定の認可	×	×	○	意見聴取

適用条項	許認可事務名称	消防長の同意	建築審査会の同意	公聴会 (意見聴取)	その他
法第85条第4項	応急仮設建築物の存続の許可	○	×	×	
法第85条第5項	仮設建築物の建築許可	○	×	×	
法第86条第1項	総合的設計制度による一団地の認定	×	×	×	
法第86条第2項	連坦建築物設計制度による一団地の認定	×	×	×	
法第86条第3項	一団地型総合設計制度を利用した建築物の容積率等の例外許可(H14)	○	○	×	
法第86条第4項	連坦建築物設計制度を利用した建築物の容積率等の例外許可(H14)	○	○	×	
法第86条の2第1項	公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例認定	×	×	×	
法第86条の2第2項	公告認定対象区域内に同一敷地内認定建築物以外建築物を建築する場合の容積率等の例外許可(H14)	○	○	×	
法第86条の2第3項	公告許可対象区域内に同一敷地内許可建築物以外建築物を建築する場合の容積率等の例外許可(H14)	○	○	×	
法第86条の5第2項	一定の複数建築物の認定又は許可の取消し	×	×	×	
法第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離、又は高さ制限の認定	×	×	×	
法第86条の8第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定	×	×	×	
法第86条の8第3項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定	×	×	×	
【千葉県建築基準法施行条例】					
第5条ただし書き	大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定	×	×	×	
第7条ただし書き	特殊建築物の路地状の部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定	×	×	×	
第8条ただし書き	学校等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定	×	×	×	
第12条ただし書き	4階以上の階に設ける教室等に関する制限の適用除外に係る認定	×	×	×	
第14条第3項ただし書き	興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定	×	×	×	
第22条の3ただし書き	興行場等の用途に供する建築物に関する規定の適用除外に係る認定	×	×	×	
第39条第3項第2号	共同住宅等の用途に供する建築物の周囲の空地に関する制限の適用除外に係る認定	×	×	×	
第40条第1項第2号	共同住宅等の主要出入口と道との関係に関する制限の適用除外に係る認定	×	×	×	
第42条第3項	木造長屋の階数に関する制限の適用除外に係る認定	×	×	×	
第44条第3項	車庫等の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定	×	×	×	
第50条の4第2項ただし書き	特定街区の中高層建築物に係る日影規制の許可	○	○	×	
第51条第2項	既存建築物に対する制限の緩和に係る認定	×	×	×	
【建築基準法施行令】					
令第131の2第1項	土地区画整理事業を施行した地区等の街区が接する道路を前面道路とみなす街区の指定	×	×	×	
令131の2—2	計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定	×	×	×	
令131の2—3	壁面線又は壁面の位置の制限の線を前面道路の境界線とみなす建築物の認定	×	×	×	